

新生活応援します！



新生活でのトラブルや事故防止のために注意して欲しいポイントを紹介します。

1. アパートの賃貸契約

- 契約時は『重要事項』の説明を必ず受け、『重要事項説明書』も確認してください。
- 契約書にサインする前に、①家賃以外に毎月かかる費用 ②契約更新期間 ③更新料 ④修繕特約 ⑤退去時にかかる原状回復費用 ⑥ハウスクリーニング特約などを確認しましょう。契約書に記載がない場合は、不動産会社に確認して記載してもらおうと後々のトラブル回避に繋がります。
- 部屋の鍵を受け取ったら引越し前に、床やクロスの傷、付属設備の状況などを確認し、損傷箇所の写真を取って管理会社に言っておくと良いでしょう。

2. 使い慣れていない電気製品 ⇒ 家電製品は使用前に取扱説明書をしっかり読みましょう！

3. 家具などをインターネットで購入する場合

入り口が小さくて部屋に入らなかった、ホームページの写真とイメージが違った、とトラブルになる場合があります。インターネット通信販売にクーリング・オフ制度はありません。

ホームページに「お客様都合での返品は受け付けておりません。」などと記載されていた場合は返品できません。注文前に返品特約・部屋や入り口のサイズを必ず確認してください。

4. 訪問販売

新聞や光回線契約などの訪問販売員がやってきます。すぐにドアを開けず、インターフォンかドアロックをしたまま対応し、必要のない契約はきっぱりと断りましょう。

5. クレジットやローン

クレジットカードは手持ちのお金がなくても買い物ができ、翌月払いや分割払いにできてたいへん便利です。しかし、クレジットカードでの買い物は借金です。計画的に利用しましょう。

毎月の支払額を一定にできるリボ払いは便利ですが、次々購入してしまうと利息の返済だけで借金は全然減りません。返済できないからと安易にローンに手を出すと、自己破産につながります。

SNSの個人融資や闇金には絶対に手を出さないでください。

6. SNSの知り合い

若者からの相談で多いのが、LINE や twitter などの SNS 上の知り合いに誘われて『簡単に儲かるうまい話』『出会い系サイト』『自己啓発セミナー』『デート商法』『情報商材』『マルチ商法』の被害にあったというケースです。うまい話はそうそうありません。借金してまで契約するのはやめましょう。

～ 困ったらすぐ相談 ～

消費生活相談は、居住地・勤務先・在学先の市町村で受け付けています。窓口は日本全国にあります。直通的な電話番号がわからない、居住地の相談窓口が受付時間外という場合は、局番なしの「188」に電話してください。